

宝塚病院感染対策指針

1. 感染対策に関する基本的考え方

当院は、「心がかよう、患者さんに信頼される病院」を理念とし、救急医療を中心とした地域医療への貢献を目指すとともに、患者・職員・来院者の安全を最優先とする。

そのため、医療関連感染の予防および拡大防止に努め、感染対策を組織的かつ継続的に推進する。これらを実現するために、関連法規および各種ガイドラインとの整合性を踏まえ、全職員が連携して感染対策に取り組むことを基本方針とし、医療の質と信頼性の向上を図る。

2. 感染対策の基本方針

すべての患者に対して標準予防策を適応することを基本とし、感染症の種類や予想されるリスクに応じて感染経路別予防策を追加する。また、必要に応じて個人防護具の使用、隔離措置、環境管理等を実施する。

これらの具体的な方法および運用手順については、本マニュアルに従って行う。

3. 適応範囲

本指針は、当院に勤務する全職員および院内で業務を行う関係者、実習生、ボランティア等に適応する。また、院内に立ち入る患者およびその家族・面会者、来院者に対しても、感染対策への協力を求めるものとし、必要に応じて説明を行う。

4. 感染対策に関する管理組織機構

1) 感染対策委員会

当院では、感染予防対策を討議・検討し、その効率的な推進を図るため、感染対策委員会（以下「委員会」という）を設置する。

委員会は、院内における感染対策に関する情報および感染対策チーム（ICT）の活動報告をもとに、感染対策の統括および対応の審議を行う。また、医療関連感染に関する問題が発生した場合には、新規および強化対策が必要な事項を検討する。

●構成

（構成員）

病院長、看護部長、事務部長、感染管理者、感染対策・抗菌薬適正使用支援チームメンバー、各部門の代表者、その他委員長が必要と認めた者

（委員長）

病院長が任命する。

（任期）

委員の任期は1年とする。ただし再任は妨げない。

欠員により補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

委員は任期終了後も、後任者が任命されるまで引き続きその任務を行うものとする。

●任務

委員会は、次の任務を担う。

- ・委員会を原則として月 1 回開催する。
- ・医療関連感染予防策の基本方針を審議・承認する。
- ・法規やガイドライン改訂への対応を決定する。
- ・医療関連感染等の情報を収集し、分析する。
- ・感染対策チーム、抗菌薬適正使用支援チームの活動報告に対する助言および評価をする。
- ・院内感染対策マニュアルおよび各種規程を審議・承認する。
- ・アウトブレイク発生時の対応方針を決定する。
- ・各種職業感染対策に関する事項を決定する。
- ・医療関連感染防止等に関する職員の教育および研修の方針を決定する。
- ・医療廃棄物に関する感染対策を決定する。
- ・感染対策に関する病院内外への情報発信および広報を行う。

2) 感染管理者(感染対策室)

感染対策委員長が適任と認めた専従の感染管理者を置く。

感染管理者は、委員会に所属するとともに、感染対策チーム(ICT)および抗菌薬適正使用支援チーム(AST)の構成員として、感染対策の実務を統括し推進する。

●任務

感染管理者は、次の任務を担う。

- ・定期的に院内ラウンドを実施し、現場における感染対策の実施状況を確認するとともに、改善に向けた指導、教育および啓発を行う。
- ・アウトブレイクあるいは感染上の問題が発生した場合には、感染経路の特定および拡大防止のための対応を行う。
- ・感染対策に関する権限の委譲を受け、その責任のもと業務を遂行するとともに、重要事項については定期的に病院長へ報告する。
- ・病原体が特定できない感染症や通常と異なる感染拡大が疑われる場合には、その状況および患者・院内関係者への対応について速やかに病院長へ報告する。また、感染管理上重要な事案が発生した場合も同様とする。
- ・病原体および感染経路の特定に必要な情報の収集および分析を行い、関係者へ情報提供を行うとともに、感染拡大防止のための対策を立案し、職員へ周知する。

3) 感染対策チーム(ICT)

委員会の方針に基づき、医療関連感染対策の実践および推進を担う実働組織として、感染対策チーム(以下「ICT」という)を設置する。ICT は、以下の 2 つの機能から構成する。

- ・ICT 運営担当(コアメンバー)
- ・ICT 推進ネットワーク(リンクスタッフ)

【ICT 運営担当(コアメンバー)】

●構成

(構成員)

医師、看護師、薬剤師、臨床検査技師

(リーダー)

チームにはリーダーを置き、前項の職員の中から感染対策委員長が指名する。

(任期)

チームの任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

欠員により補充された構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

構成員は任期終了後も、新たな構成員が任命されるまで引き続きその任務を行うものとする。

【ICT 推進ネットワーク(リンクスタッフ)】

●構成

(構成員)

各部門の所属長が任命した職員で構成する。

(リーダー)

ICT 運営担当(コアメンバー)のうち、感染対策委員長が指名した者をリーダーとする。

(任期)

チームの任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

欠員により補充された構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

構成員は任期終了後も、新たな構成員が任命されるまで引き続きその任務を行うものとする。

4) 抗菌薬適正使用支援チーム(AST)

委員会の方針に基づき、抗菌薬の適正使用を推進するため、抗菌薬適正使用支援チーム(以下「AST」という)を設置する。

AST は ICT と連携し、専門的立場から抗菌薬使用の最適化を支援する。

●構成

(構成員)

医師、薬剤師、臨床検査技師、看護師

(リーダー)

AST にリーダーを置き、感染対策委員長が指名する。

(任期)

チームの任期は1年とする。ただし再任は妨げない。

欠員により補充された構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

構成員は任期終了後も、新たな構成員が任命されるまで引き続きその任務を行うものとする。

5. 院内研修に関する基本方針

当院に勤務する全職員の感染対策に関する意識の高揚および医療の質の向上を図るため、感染管理および抗菌薬適正使用に関する研修をそれぞれ年2回以上実施する。研修内容は、病院の実情に即した病院全体に共通する内容で、研修実施内容(研修日時、出席者、研修項目など)について記録しておく。

6. 感染症発生状況の報告に関する基本方針

医療関連感染の予防および感染の拡大防止のため、感染症の発生状況について報告・共有する体制を整備する。

重大な感染症が疑われる場合や同一感染症（保菌も含む）の複数発生または、同一症状の患者の複数発生した場合は、担当部署・部門より ICT へ報告し、必要に応じて委員会および病院長に報告の上、速やかに必要な感染対策を実施する。

7. アウトブレイク時の対応

院内感染のアウトブレイクが疑われる場合または発生した場合には、ICT を中心に速やかに疫学的調査を行い、対策を講じる。感染拡大防止のための予防策（隔離、ゾーニング、検査、環境消毒等）は、「院内感染対策マニュアル」に従って実施するが、臨時の対応を示した場合は、それを優先する。

8. 職業感染対策に関する基本方針

当院では、標準予防策や経路別予防策を適応することで、職員の安全を確保する。また、機器の安全使用、環境管理、曝露時対応、教育・指導を行うことで職業感染の防止と早期の対応を図る。必要に応じてワクチン接種を含めた対応を行う。

9. 抗菌薬適正使用に関する基本方針

抗菌薬は、感染症治療に不可欠であるが、耐性菌の発生を防ぐために適正な使用が求められている。AST を中心に医師・薬剤師等との連携により、使用状況の評価・改善を行い、適正使用を推進する。

10. 地域連携および法規遵守に関する基本方針

院内感染対策を推進するため、保健所、行政機関、医療機関と連携し、情報共有や協力体制を構築する。また、感染症法、医療法、厚生労働省の通知等の関連法規を遵守する。

附則

本マニュアルは、法令・通知の改正、感染症動向の変化、現場運用上の課題等に応じて、原則として年 1 回以上の見直しを行う。また、一部変更が生じた場合は、随時改訂を行い、改訂履歴を記録する。

1995 年 4 月 1 日制定

2005 年 4 月 1 日改訂

2007 年 7 月 1 日改訂

2010 年 1 月 4 日改訂

2014 年 4 月 1 日改訂

2016 年 5 月 1 日改訂

2019 年 1 月 1 日改訂

2021 年 4 月 1 日改訂

2023 年 9 月 1 日改訂

2024 年 10 月 1 日改訂

2026 年 4 月 1 日改訂